

# 令和6年度千葉県介護サービス情報公表計画

## 1 目的

この計画は、介護サービス情報の公表（以下「情報公表」という。）を効率的かつ円滑に実施するために、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第37条の2の3第1項及び第37条の11において準用する第37条の5第1項の規定により、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）が行う介護サービス情報の報告に関する計画及び指定情報公表センターが行う情報公表事務に関する計画を、一体のものとして定めるものである。

## 2 計画の策定者

この計画の策定者は、千葉県知事（以下「知事」という。）とする。

## 3 定義

この計画において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

### (1) 介護サービス

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護サービスのうち、介護サービス情報の報告及び公表が義務付けられているサービス。

### (2) 情報公表

介護サービスを提供する事業者がその提供する介護サービス情報を報告し、指定情報公表センターが公表すること。

### (3) 指定情報公表センター

法に規定する指定情報公表センターで、県の指定を受けて情報公表に係る介護サービス情報の報告を受け、公表を行うことができる機関。

## 4 計画の概要

### (1) 計画の基準日

令和6年4月1日とする。

### (2) 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### (3) 対象となる介護サービス

令和6年度における対象サービスは以下の36サービスとする。

ア 訪問介護

イ 訪問入浴介護

- ウ 訪問看護
- エ 訪問リハビリテーション
- オ 通所介護
- カ 通所リハビリテーション
- キ 短期入所生活介護
- ク 短期入所療養介護（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第14条第4号に掲げる診療所を除く。）
- ケ 特定施設入居者生活介護（養護老人ホームを除く。）
- コ 福祉用具貸与
- サ 特定福祉用具販売
- シ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ス 夜間対応型訪問介護
- セ 認知症対応型通所介護
- ソ 小規模多機能型居宅介護
- タ 認知症対応型共同生活介護
- チ 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームを除く。）
- ツ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- テ 複合型サービス
- ト 居宅介護支援
- ナ 介護老人福祉施設
- ニ 介護老人保健施設
- ヌ 介護医療院
- ネ 介護予防訪問入浴介護
- ノ 介護予防訪問看護
- ハ 介護予防訪問リハビリテーション
- ヒ 介護予防通所リハビリテーション
- フ 介護予防短期入所生活介護
- ヘ 介護予防短期入所療養介護（省令第22条の14第4号に掲げる診療所を除く。）
- ホ 介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームを除く。）
- マ 介護予防福祉用具貸与
- ミ 特定介護予防福祉用具販売
- ム 介護予防認知症対応型通所介護
- メ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- モ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- ヤ 地域密着型通所介護

(4) 対象となる事業者

- ア 基準日前1年間における介護報酬金額(利用者負担分を含む。)が、100万円を超える事業者(以下「既存事業者」という。)
- イ 基準日以降、対象となる介護サービスの指定を受け、サービスの提供を開始する事業者(基本情報のみ義務とする。以下「新規事業者」という。)
- ウ ア又はイに該当し、かつ、知事が休止の届出を受理している事業者で、当該年度に介護サービスを再開しようとしている事業者(以下「再開事業者」という。)
- エ 上記以外で情報公表を希望する事業者(以下「任意事業者」という。)

(5) 事務を実施する者

この計画に伴う事務は、指定情報公表センターが行うものとする。

(6) 事業の実施に係る手数料

事業の実施に係る手数料は不要とする。

## 5 報告に関する計画

(1) 報告に関する通知、調査票の配布

ア 既存事業者

指定情報公表センターは、公表されている介護サービス情報の更新漏れを防ぐため、毎年度、県内に所在する全ての事業者に対して内容確認及び情報更新に関する事項を通知し、基本情報調査票及び運営情報調査票(以下「調査票」という。)を配布するものとする。

イ 新規事業者

指定情報公表センターは、新規事業者に対し、報告に関する事項を通知し、調査票を配布するものとする。

ウ 再開事業者及び任意事業者

指定情報公表センターは、再開事業者及び任意事業者(ア・イ以外の事業者をいう。)から介護サービス情報の公表に係る申し出があった場合には、その事業者に対して報告に関する事項を通知し、調査票を配布するものとする。

(2) 調査票の提出

事業者は、指定情報公表センターが定めた期日までに調査票を提出するものとし、次回の報告内容が公表されるまでの間、提出した調査票の控えを保管するものとする。

また、調査票の提出は介護サービス情報報告システムによるWEB入力によるものの他、紙媒体又は電子データのいずれかの方法により

行うものとする。

(3) 調査票の受理、確認

指定情報公表センターは、事業者から提出された調査票について、記載漏れ等の不備について確認するものとし、不備があった場合は、再提出を求めるものとする。

(4) 提出の催促

指定情報公表センターは、提出期限までに調査票の提出がなかった事業者に対して提出を促すものとする。

## 6 情報公表事務に関する計画

(1) 公表の時期

事業者ごとの公表時期は、指定情報公表センターが事業者から介護サービス情報の報告を受け、内容確認後順次行うものとする。

(2) 公表の方法

ア インターネットによる公表

指定情報公表センターは、事業者から受理した介護サービス情報を、国が運営する「介護サービス情報公表システム（以下「公表システム」という。）」を通じて公表するものとする。

また、利用者等から要請があった場合は、指定情報公表センターは、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

イ 事業者による公表

事業者は、公表する自らの介護サービス情報について、事業所又は施設の見やすい場所に掲示するなど、来訪者等への情報提供に努めるものとする。

併せて、事業者は、利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書等に公表する介護サービス情報を添付するなど、自ら積極的に情報の公表に努めるものとする。

(3) 公表後の介護サービス情報の修正

事業者は、上記5(1)アによる情報の更新を行う場合を除くほか、公表している介護サービス情報に変更が生じた場合は、保管している報告済みの調査票の控えを基に修正し、指定情報公表センターに介護サービス情報訂正依頼書（様式第1号）を提出するものとする。

指定情報公表センターは、修正の必要を認めた場合、速やかに修正

情報を公表システムに掲載するものとする。

## **7 推進組織**

知事は、情報公表の推進組織として千葉県福祉サービス第三者評価・情報公表推進会議を設置するものとする。

## **8 苦情処理体制の整備**

指定情報公表センターは、情報公表に関する苦情処理体制を整備し、寄せられた苦情の内容や対応の経過など必要な情報を県と共有することで、事業が適正に運用されるよう努めるものとする。

## **9 普及及び啓発**

知事及び指定情報公表センターは、情報公表事業に対する正しい理解の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

## **10 その他**

### (1) 特定福祉用具販売等における対象外の取扱い

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業所は、上記4(4)の対象外となる場合は、特定福祉用具販売事業所等における対象外届(様式第2号)を指定情報公表センターへ提出するものとする。

### (2) 是正命令を受けた事業者に係る介護サービス情報の取扱い

知事から、法第115条の35第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る介護サービス情報については、知事の指示により、調査又は公表を行うものとする。

様式第1号

介護サービス情報訂正依頼書

年 月 日

千葉県知事 様

依頼者 事業所名  
代表者・職氏名  
電話番号  
連絡先担当者名

介護保険法第115条の35第1項の規定により報告をした介護サービス情報について、下記のとおり訂正するよう依頼します。

記

- 1 事業所番号
- 2 事業所所在地
- 3 介護サービスの種類
- 4 訂正理由  
 代表者の変更  
 利用料の変更  
 その他( )
- 5 訂正箇所 (訂正箇所を別紙で添付してください。)

様式第 2 号

特定福祉用具販売事業所等における対象外届

年 月 日

千葉県知事 様

事業所名称

代表者・職氏名

電話番号

下記の事業所について、介護保険法第 115 条の 35 第 1 項の規定に基づき介護保険法施行規則第 140 条の 44 に規定する介護サービスの情報の公表の対象外となることを届け出ます。

特定福祉用具販売事業所

事業所番号	
公表の対象外として届け出る特定福祉用具販売事業所	名称
	所在地
指定を受けた年月日	年 月 日
令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの 1 年間に販売の対価として支払いを受けた額	円

特定介護予防福祉用具販売事業所

事業所番号	
公表の対象外として届け出る特定介護予防福祉用具販売事業所	名称
	所在地
指定を受けた年月日	年 月 日
令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの 1 年間に販売の対価として支払いを受けた額	円

注 1) 該当する介護サービス（販売の対価として支払いを受けた額が 100 万円以下）の区分の□欄にチェックをして、必要事項を記載して下さい。

注 2) 「特定福祉用具販売」及び「特定介護予防福祉用具販売」の指定を併せて受けている事業所において、いずれも販売の対価として支払いを受けた額が 100 万円以下の場合、両方の□欄にチェックをして、それぞれ必要事項を記載して下さい。